

9月13日（月）から9月30日（木）までのお知らせ

現在、大阪府には新型インフルエンザ等対策特別特措法（以下「特措法」）第32条に基づく緊急事態宣言（8月2日（月）から9月12日（日）まで）が発出されておりますが、医療提供体制が極めて逼迫している状況のため、大阪府に発出されている緊急事態宣言の期間が9月30日（木）まで延長されることとなりました。

阿倍野区民センターにおきましても、下記のとおり対応させていただきますので、皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、10月1日（金）以降の取り扱いは改めてお知らせいたします。

- 営業時間を21時までに短縮する
- 大声での歓声・声援等の有無に関わらず、定員50%以内
- 入場者の整理誘導・人数管理・人数制限など、適切な感染症対策の実施を前提に使用

※期間中、夜間区分の利用または定員50%を超えての利用予約をされていた方については、順次、阿倍野区民センターからご連絡させていただき、使用料を全額還付いたします。ただし、夜間区分を21時までに短縮して使用される場合は、使用料の減額はありませぬ。

※期間中に利用予約をされていた方で、不要不急の外出自粛に應じ、使用をキャンセルされる場合は、使用時間の区分により、使用料を還付させていただきますので、事前に阿倍野区民センターまで電話でお申し出ください。

・また、これまで同様、利用申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。

・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）